2025年12月18日

# 医療法人　公仁会行動計画（第9回）

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

# 一般事業主行動計画

女性活躍推進法及び次世代法に基づき、次のとおり行動計画を策定する

１．計画期間　　2025年12月18日～2027年12月31日までの2年間

２．目　　標　　①全職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする
②計画期間内における男性の育児休業取得者を1名以上とする。
③正規職員一人当たりの各月ごとの時間外労働時間を前年比10%削減する。

３．取組内容

2026年　1月～ ①部門ごとの年次有給休暇取得率を運営会議で共有し、各部署にて対策、実施
②法人における男性育児休暇取得者を部長会議で共有
③部門ごとの時間外労働時間を部長会議にて共有し、各部署にて対策、実施

2026年　4月　①全職員に対して男性育児休暇の取得について周知

2026年　7月～ ①年次有給休暇取得率の低い部門について、業務内容を見直し、業務効率向上のための取組を実施する
③全職員の時間外労働時間について部長会議にて共有し、業務内容の見直しを含め、業務効率化に向けて取り組みを実施する

2027年　1月～ ①部門ごとの年次有給休暇取得率を運営会議で共有し、各部署にて対策、実施
②法人における男性育児休暇取得者を部長会議で共有
③部門ごとの時間外労働時間を部長会議にて共有し、各部署にて対策、実施